

長野県消費生活条例の一部改正（消費生活センターの組織に関する事項等の追加）について

1 根拠法令

- ・消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）
- ・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）
- ・消費者安全法施行規則（平成 21 年 8 月 28 日号外内閣府令第 48 号）
- ・消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 27 年 3 月 27 日内閣府令第 15 号）

2 概要

平成 26 年 6 月に不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が成立したことにより、消費者安全法の一部が改正されました。この改正で、消費生活センター（以下「センター」といいます。）の組織・運営等を条例で規定することが必要となりました。その趣旨は、全国で発生する消費者被害に対応するために消費生活相談の質を全国的に確保することです。

条例で規定すべき事項については内閣府令に規定された基準（以下「参酌基準」といいます。）を参考として検討することが法律上求められています。そして、センターは県民の皆さまにとって身近な相談窓口の 1 つであることから、規定事項の検討にあたっては県民の皆さまのご要望をお聴きすることが重要です。

つきましては、長野県消費生活条例（以下「消費生活条例」といいます。）を改正して追加する事項について、現時点での県の考え方がまとまりましたので、その内容について広く県民の皆さまからご意見を募集します。

3 参酌基準及びガイドラインの内容

（1）参酌基準

ア 参酌基準の内容

参酌基準として下記の 6 項目が挙げられています。

- ①センターの名称、住所、相談日時を公示すること。
- ②センター長及び事務を行うために必要な職員を配置すること。
- ③消費生活相談員資格試験に合格した者（みなし合格者を含む。）を消費生活相談員として配置すること。
- ④任期が切れた消費生活相談員の再度の任用が排除されないことその他の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を構ること。
- ⑤職員の研修の機会を確保すること。
- ⑥業務上得られた情報を適切に管理すること。

イ 参酌基準の取り扱い

これらすべてを規定することまでは求められておらず、県民の皆さまのご要望等を検討したうえで一部のみを規定することも認められています。

(2) ガイドライン

上記参酌基準については「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」の中で趣旨や具体的な内容が示されていますので、参考としてください。なお、本ガイドラインの抜粋を資料として添付しております。

4 県の考え方

(1) 参酌基準①（センターの名称・住所・相談日時の公示義務）について

名称及び住所（市町村名のみ）については条例で、相談時間については規則で規定します。また、相談日については引き続き県の休日を定める条例に従うこととします。

参酌基準が求めている名称等の公示義務については、条例・規則が公示されるため、この規定により参酌基準の趣旨を満たすことができます。

(2) 参酌基準②（センター長等の配置）について

センター長については、組織に関する他の条例・規則との整合性を図る観点から、引き続き県の組織規則で規定します。

事務を行うために必要な職員については今後も業務量に応じて配置します。

(3) 参酌基準③（資格試験に合格した消費生活相談員（みなし合格者含む。）の配置）について

参酌基準の趣旨どおり条例で規定します。

(4) 参酌基準④（人材及び処遇の確保）について

消費生活条例第 21 条第 3 項（「知事は、苦情…の処理に携わる人材の確保…その他の必要な施策を講じなければならない。」）で参酌基準④と同趣旨のことが規定されていますので、同項により対応します。

なお、参酌基準で例示されている任期切れの消費生活相談員の再雇用が排除されないよう内閣府特命大臣等から全国の地方公共団体の長に対して求められています。これを受け、長野県では任期が切れた消費生活相談員の再雇用を既に認めています。

(5) 参酌基準⑤（職員の研修機会の確保）について

消費生活条例第 21 条第 3 項（「知事は、苦情…の処理に携わる人材の…資質の向上その他の必要な施策を講じなければならない。」）で参酌基準⑤と同趣旨のことが規定されていますので、同項により対応します。

(6) 参酌基準⑥（情報の管理）について

参酌基準の趣旨どおり条例で規定します。

(7) 長野県独自の規定について

ア 規定内容

指定消費生活相談員を各センターに配置するよう努める旨を規定します。

イ 理由

改正消費者安全法では「都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため」に指定消費生活相談員を指定するよう努めるべきことが規定されました（消費者安全法第 10 条の 4）。この規定によれば、指定消費生活相談員を県において少なくとも 1 名配置すれば努力義務を果たしたこととなります。

しかし、長野県は面積が広い上に市町村数が多いため、指定消費生活相談員 1 名のみで県内すべての市町村を援助することは困難です。

また、消費生活相談業務においては高度の専門性や経験を有する人材が求められますが、市町村によってはこのような人材の確保・育成が困難なところもあると考えられます。そこで、県が市町村消費生活センターに対し継続的な支援を行う必要があります。

このため、県の各センターに指定消費生活相談員を配置するよう努める旨を長野県の独自規定として定めます。